

証券コード 3591

 株式会社ワコールホールディングス

第76期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時



2024年6月25日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所



京都市南区吉祥院中島町29番地
当社本社ビル 10階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項



第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する業績連動型譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

インターネット等または書面による

議決権行使期限

2024年6月24日(月曜日)午後5時30分まで
(書面は2024年6月24日(月曜日)午後5時30分必着)

当日のご来場に代えて、
インターネット等または書面により
事前に議決権を行使していただくことができます。

なお、当日の株主総会の模様は
インターネットでライブ配信することを予定しております。
事前の議決権行使とあわせて、ぜひご利用ください。

従前書面でお送りしていた株主総会資料(株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告書)は、会社法改正による電子提供制度の施行に伴って、当社ウェブサイト等での提供となっております。

本招集ご通知においては、お手元でも株主総会議案をご確認いただけるよう、議決権行使書用紙に加えて、招集ご通知及び株主総会参考書類を抜粋して株主さまへ送付しております。

なお、基準日(2024年3月31日)までに書面交付請求をいただいた株主さまには、法令及び当社定款の規定に基づき、交付書面に記載しない事項を除く株主総会資料を含め送付しております。

株主総会運営に変更が生じた場合等は、以下の当社ウェブサイトにてご案内申し上げます。

https://www.wacoalholdings.jp/ir/general_meeting/



株主総会ご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。

京都市南区吉祥院中島町29番地
株式会社ワコールホールディングス

代表取締役社長執行役員 矢島 昌明

第76期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.wacoalholdings.jp/ir/general_meeting/



東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ワコールホールディングス」、または「コード」に当社証券コード「3591」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順にご選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3591/teiji/>



なお、当日のご来場に代えて、インターネット等または議決権行使書の郵送により、議決権を行使することができます。お手数ながら、株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年6月24日（月曜日）午後5時30分**までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使に際しましては、本招集ご通知の「**議決権行使についてのご案内**」及び「**インターネット等による議決権行使のご案内**」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具



日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）



場所

京都市南区吉祥院中島町29番地

当社本社ビル 10階ホール

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

報告事項

1. 第76期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件



目的事項

決議事項

- 第1号議案 **取締役8名選任の件**
 第2号議案 **監査役1名選任の件**
 第3号議案 **取締役（社外取締役を除く。）に対する業績
連動型譲渡制限付株式の割当てのための報酬
決定の件**

以上

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告の以下の事項

企業集団の現況に関する事項の「主要な営業所及び工場」及び「従業員の状況」、「会社の新株予約権等に関する事項」、会社役員に関する事項の「責任限定契約の内容の概要」及び「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」、「会計監査人に関する事項」、会社の体制及び方針の「業務の適正を確保するための体制」及び「『業務の適正を確保するための体制』に係る運用状況の概要」

②連結計算書類の以下の事項

「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の以下の事項

「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト、東証ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

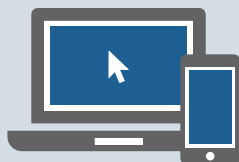
◎本総会の決議事項につきましては、決議通知の送付に代え、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

※当日は地球温暖化防止に向けた省エネルギー化及び節電への取り組みとして、当社役員及び関係者はクールビズにて対応させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の3方法をご参照いただき行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等



詳細につきましては、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。ようお願い申し上げます。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)
午後5時30分投票分まで

書面の郵送



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、下記行使期限までに到着するよう、お早めのご返送をお願い申し上げます。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)
午後5時30分到着分まで

株主総会への出席



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会開催日時

2024年6月25日(火曜日)
午前10時

- ・ インターネット等及び郵送の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・ 郵送により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

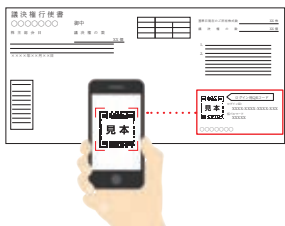
行使
期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分投票分まで

スマートフォンで QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



パソコン等で ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 毎日午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使ウェブサイトのメンテナンスのため取扱いを休止いたします。
- ※ パソコンやスマートフォン、タブレット端末のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合がございます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

ライブ配信及び事前質問の受付についてのご案内

第76期定時株主総会の様子を、インターネットでライブ配信いたします。また、株主総会の開催に先立ち、株主の皆さまから、インターネットにより事前質問をお受けいたします。

事前質問の受付 受付期間：2024年6月5日(水)～6月17日(月) 午後5時30分

本総会の議案に関するご質問を事前にお受けする専用メールアドレスを設置いたします。
※メール本文に、株主さまの「株主番号」「氏名」をご記入いただきますようお願い申し上げます。

受付メールアドレス soukai-wmg@wacoal.co.jp

ご注意事項

- ご質問は株主総会の目的事項に関する内容に限らせていただきます。
- 株主さまからいただきましたご質問の内容及び回答につきまして、総会終了後、当社ウェブサイトに掲載いたします。すべてのご質問に対して回答するものではありませんので、何卒ご理解ください。株主さまのご関心が高いと思われるご質問など一部を株主総会において回答させていただく予定です。

ライブ配信 配信日時：2024年6月25日(火) 午前10時から ※午前9時45分よりご覧いただけます。

インターネットにより、ご自宅などから株主総会の様子をご覧いただくことができます。なお、ライブ配信では、議決権の行使やご質問・ご意見をさせていただくことができませんので、予めご了承ください。また、ライブ配信でご視聴の株主さまは、会社法で定める出席には当たりませんので、ご視聴される株主さまは、事前にインターネット等または郵送により議決権を行使いただいたうえでご視聴くださいますよう、お願い申し上げます。

視聴方法 下記ウェブサイトアクセスのうえ、ID及びパスワードをご入力ください。

	<p>ライブ配信ウェブサイト</p> <p>https://3591.ksoukai.jp</p> <p>ID：本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載の「株主番号」(8桁) パスワード：株主さまのご登録住所の「郵便番号」(2024年3月末時点)(7桁) ※株主番号は、頭の0(ゼロ)を省略せず、また郵便番号は、ハイフンなしでご入力ください。</p>								
<p>パスワードは、議決権行使書用紙に記載の郵便番号とは異なる場合がございます。 2024年3月末(基準日)以降の住所変更や、議決権行使書用紙送付先をご指定いただいている場合等の情報は反映されておりませんので、恐れ入りますが、基準日時点の株主さまご本人のご登録郵便番号をご入力ください。常任代理人のご指定がある場合は、当該代理人の郵便番号をご入力ください。</p>									
<p>お問い合わせ先</p> <table border="1"><tr><td>ID(株主番号)及びパスワード(郵便番号)について</td><td>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</td><td> 0120-094-777</td><td>[受付時間] 土日祝祭日除く平日 午前9時～午後5時</td></tr><tr><td>ライブ配信の視聴について</td><td>株式会社アイキューブ</td><td>03-4335-8083</td><td>[受付時間] 株主総会当日6月25日(火) 午前9時から本総会終了まで</td></tr></table>	ID(株主番号)及びパスワード(郵便番号)について	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	 0120-094-777	[受付時間] 土日祝祭日除く平日 午前9時～午後5時	ライブ配信の視聴について	株式会社アイキューブ	03-4335-8083	[受付時間] 株主総会当日6月25日(火) 午前9時から本総会終了まで	
ID(株主番号)及びパスワード(郵便番号)について	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	 0120-094-777	[受付時間] 土日祝祭日除く平日 午前9時～午後5時						
ライブ配信の視聴について	株式会社アイキューブ	03-4335-8083	[受付時間] 株主総会当日6月25日(火) 午前9時から本総会終了まで						
<p>ご注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">当日ご来場される株主さまのプライバシーに配慮し、ライブ配信の映像は議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ず、株主さまが映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。ライブ配信の写真撮影、録音、録画及びSNSなどへのアップロードはご遠慮ください。インターネット環境や機材トラブルその他事情により、やむを得ず、ライブ配信ができない、または遅延・中断等する場合がございます。万が一何らかの事情により配信を行わない場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。ご使用の機器や、インターネットの接続環境等により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。ご視聴いただく場合の通信料金等は、株主さまのご負担となります。									

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役矢島昌明氏、宮城 晃氏、齋藤 茂氏、岩井恒彦氏、山内千鶴氏、佐藤久恵氏、日戸興史氏の7名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。社内取締役を増員する理由といたしまして、候補者の川西氏は、人材・組織開発、グローバル、マーケティングの各分野に関する見識と監督能力を有し、主たる事業会社の代表取締役社長として同社の構造改革を主導しております。その知見をもって国内事業、ひいては経営体制の強化が期待できると判断いたしました。

取締役候補者は、本招集ご通知に記載の「役員を選解任基準」に基づき、独立社外取締役が委員長を務める役員指名諮問委員会の答申を受け決定しております。また、社外取締役候補者については、本招集ご通知に記載の「社外役員の独立性基準」を満たしております。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位等	取締役会出席状況
1	再任 矢島昌明	代表取締役社長執行役員 サステナビリティ委員会委員長 グループ戦略委員会委員長 役員指名諮問委員会委員	17回／17回 (100%)
2	再任 宮城晃	代表取締役副社長執行役員 役員指名諮問委員会委員 役員報酬諮問委員会委員 企業倫理・リスク管理委員会委員長 サステナビリティ委員会副委員長 グループ戦略委員会副委員長	17回／17回 (100%)
3	新任 川西啓介	サステナビリティ委員会副委員長 企業倫理・リスク管理委員会委員 グループ戦略委員会委員	—
4	再任 岩井恒彦	独立役員 社外取締役 社外取締役 役員指名諮問委員会委員長 役員報酬諮問委員会委員長 グループ戦略委員会副委員長	17回／17回 (100%)
5	再任 山内千鶴	独立役員 社外取締役 社外取締役 役員指名諮問委員会委員 役員報酬諮問委員会委員 グループ戦略委員会委員	13回／13回 (100%) (当社取締役就任後)
6	再任 佐藤久恵	独立役員 社外取締役 社外取締役 役員指名諮問委員会委員 役員報酬諮問委員会委員 グループ戦略委員会委員	13回／13回 (100%) (当社取締役就任後)
7	再任 日戸興史	独立役員 社外取締役 社外取締役 役員指名諮問委員会委員 役員報酬諮問委員会委員 グループ戦略委員会委員	13回／13回 (100%) (当社取締役就任後)
8	新任 原田哲郎	独立役員 社外取締役	—

候補者番号

1

や じま まさ あき
矢 島 昌 明

1960年9月30日生（満63歳）

再 任

所有する当社株式の数

15,600 株

取締役在任期間

2 年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

17 回 / 17 回（100%）



略歴・地位・担当

1984年 3 月	当社入社
2004年 6 月	株式会社ワコールインターナショナルホンコン取締役社長
2007年 4 月	株式会社ワコール国際本部営業グループ長
2008年 9 月	華歌爾(中国)時装有限公司董事副總經理
2009年 4 月	同社董事總經理
2011年 4 月	株式会社ワコール執行役員
2015年 4 月	同社執行役員技術・生産本部長
2016年 4 月	同社取締役執行役員技術・生産本部長
2018年 4 月	同社取締役常務執行役員卸売事業本部長
2021年 4 月	同社取締役常務執行役員グローバル本部長
2022年 4 月	同社取締役常務執行役員
2022年 4 月	当社グローバル本部長
2022年 6 月	当社取締役常務執行役員グローバル本部長
2023年 4 月	当社取締役常務執行役員事業担当
2023年 5 月	当社取締役常務執行役員事業担当兼グローバル本部長
2023年 6 月	当社代表取締役社長執行役員兼グローバル本部長
2024年 4 月	当社代表取締役社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

矢島昌明氏は、主たる事業会社である株式会社ワコールの技術・生産部門、営業部門及びグローバル部門での豊富な経験と実績があり、2023年6月以降は当社代表取締役を務めていることから、当社の取締役として適任だと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

特にありません。

当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

みやぎ
宮 城

あきら
晃

1960年10月18日生（満63歳）

再 任

所有する当社株式の数

15,600 株

取締役在任期間

6 年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

17 回 / 17 回（100%）



略歴・地位・担当

1984年 3 月	当社入社
2007年10月	株式会社ワコール ワコールブランド事業本部 事業統括部事業管理部長
2011年 4 月	華歌爾(中国)時装有限公司董事副總經理
2014年 4 月	当社経営企画部長
2017年 4 月	株式会社ワコール執行役員
2018年 6 月	当社取締役経営企画部長
2019年 6 月	当社常務取締役経営企画部長
2020年 4 月	当社取締役常務執行役員グループ財務担当
2021年 6 月	当社取締役常務執行役員グループ管理統括担当
2022年 6 月	当社取締役副社長執行役員グループ管理統括担当
2022年12月	当社代表取締役副社長執行役員グループ管理統括担当 (現任)

重要な兼職の状況

特にありません。

当社との特別の利害関係

当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

宮城 晃氏は、当社及び主たる事業会社である株式会社ワコールのスタッフ部門、とりわけ事業管理・経営企画部門での豊富な経験と実績に加え、2018年6月以降は当社取締役として経営企画、財務を担っていることから、当社の取締役として適任だと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

かわ にし けい すけ
川 西 啓 介

1971年10月7日生（満52歳）

所有する当社株式の数

7,700 株



新任

略歴・地位・担当

1994年 4 月	当社入社
2015年 5 月	WACOAL AMERICA,INC.取締役副会長 WACOAL INTERNATIONAL CORP.取締役社長
2020年 4 月	株式会社ワコール執行役員
2020年 5 月	WACOAL AMERICA,INC.取締役会長 WACOAL INTERNATIONAL CORP.取締役社長
2022年 4 月	株式会社ワコール取締役執行役員マーケティング統括部長
2023年 4 月	同社代表取締役社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ワコール代表取締役社長執行役員

当社との特別の利害関係

当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

川西啓介氏は、主たる事業会社である株式会社ワコールの営業部門、グローバル部門、米国法人での豊富な経験と実績を有し、また2023年4月に株式会社ワコールの代表取締役社長に就任し、同社中期経営計画（リバイズ）の策定を通じ構造改革を主導していることから、当社の取締役として適任と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

いわ い つね ひこ
岩井 恒彦

1953年5月28日生（満71歳）

再任

独立役員

社外取締役

所有する当社株式の数

100株

取締役在任期間

6年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

17回 / 17回（100%）



略歴・地位・担当

1979年4月	株式会社資生堂入社
2002年4月	同社研究所製品化計画部長
2008年4月	同社執行役員技術部長
2014年6月	同社取締役執行役員常務 研究、生産、技術総括担当
2016年1月	同社代表取締役執行役員副社長 技術イノベーション本部長
2018年3月	同社シニアアドバイザー
2018年6月	当社社外取締役（現任）
2022年4月	クロスプラス株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

クロスプラス株式会社社外取締役

当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岩井恒彦氏は、グローバルに展開する化粧品製造販売企業の代表取締役を務めておられました。企業経営者として培われた知見と見識に加えて研究、生産、技術に関する専門知識を有しておられ、それらをもって当社の経営に貢献していただいております。また、コンプライアンスやサステナブル経営に関する知見、当社と同じく「美を追求する」企業で培われた知見も有しておられ、それらに関する有益な意見と提言もいただいております。併せて、当社役員指名諮問委員会及び役員報酬諮問委員会では委員長を担っていただいております。今後も企業価値の向上に資する助言を行っていただくこと及び当社の経営の監督を行っていただくことを期待しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするのであります。

候補者番号

5 やま うち ち づる
山内千鶴

1957年2月25日生（満67歳）

再任

独立役員

社外取締役

所有する当社株式の数

300 株

取締役在任期間

1 年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

13 回 / 13 回（100%）
（当社取締役就任後）



略歴・地位・担当

1975年 4 月	日本生命保険相互会社入社
2009年 3 月	同社輝き推進室長
2014年 3 月	同社サービス企画部担当部長
2015年 3 月	同社執行役員 CSR 推進部長 （ダイバーシティ推進担当）
2019年 3 月	同社常務執行役員健康経営推進本部長
2019年 7 月	同社取締役常務執行役員 （オリンピック・パラリンピック推進部、企画 総務部、CSR 推進部、健康経営推進部担当） 健康経営推進本部長
2021年 5 月	公益社団法人 関西経済連合会 労働政策委員会 D & I 専門委員長
2022年 3 月	日本生命保険相互会社取締役
2022年 7 月	同社顧問（現任）
2023年 6 月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

日本生命保険相互会社顧問

当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

同氏は当社の株主である日本生命保険相互会社の顧問ですが、同社の持株比率は議決権ベースで2.85%であり、同氏の独立性に問題ははありません。なお、同氏は同社の取締役を2022年7月に退任しております。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山内千鶴氏は、経営者としての豊富な知見や経験に加え、ダイバーシティ&インクルージョンに関する専門知識を有しておられ、それらをもって当社の経営に貢献していただいております。今後も、当社の女性活躍や人材育成、組織開発など人材・組織戦略に対する助言、加えて企業価値向上に資する助言を行っていただくこと及び当社の経営の監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

(戸籍上の氏名：佐藤 久恵)

6

さ と う ひ さ え
佐藤 久恵

1961年10月16日生 (満62歳)

再任

独立役員

社外取締役

所有する当社株式の数

0株

取締役在任期間

1年(本総会最終時)

当事業年度開催の取締役会出席状況

13回 / 13回 (100%)

(当社取締役就任後)



略歴・地位・担当

1985年4月	株式会社北海道拓殖銀行入行
1997年9月	ワトソンワイアット株式会社(現 タワーズワトソン・インベストメント・サービス株式会社)入社
2004年2月	AIG投信投資顧問株式会社(現 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社)入社 機関投資家本部副部長
2005年9月	日産自動車株式会社入社 財務部主管チーフインベストメントオフィサー
2008年4月	年金積立管理運用独立行政法人 運用委員会委員
2016年6月	学校法人国際基督教大学評議員(現任)
2017年6月	学校法人国際基督教大学理事
2018年4月	地方公務員共済資金運用委員会委員(現任) 地方公務員共済組合連合会資金運用委員会委員(現任)
2021年10月	国立研究開発法人科学技術振興機構運用・監視委員会委員(現任)
2022年4月	厚生労働省社会保障審議会臨時委員(年金数理部会所属)(現任)
2023年6月	当社社外取締役(現任)
2023年7月	厚生労働省社会保障審議会臨時委員(資金運用部会所属)(現任)
2023年10月	内閣官房新しい資本主義実現会議資産運用立国分科会構成員(現任)

重要な兼職の状況

学校法人国際基督教大学評議員、地方公務員共済資金運用委員会委員、地方公務員共済組合連合会資金運用委員会委員、国立研究開発法人科学技術振興機構運用・監視委員会委員、厚生労働省社会保障審議会臨時委員(年金数理部会所属)、厚生労働省社会保障審議会臨時委員(資金運用部会所属)、内閣官房新しい資本主義実現会議資産運用立国分科会構成員

当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤久恵氏は、外資系組織・人事・資産運用コンサルティングファームでの資産運用コンサルタントや、グローバルに事業を展開している自動車製造販売企業の年金のチーフインベストメントオフィサー(運用最高責任者)として、グローバルレベルでの年金運用資産を統括した経験を有しておられ、それらをもって当社の経営に貢献していただいております。また、日本の公的年金や官公庁における運用関連の諸委員会の委員を務められる等、特に投資、金融資本市場に関する知見、見識が豊富であり、それらに関する有益な意見と提言もいただいております。今後も、それらを当社の企業価値向上に活かしていただくこと及び取締役会の監督機能の強化に貢献いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、学校法人の理事・評議員として経営に関与されているご経験と上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

7

にっ と こう じ
日 戸 興 史

1961年2月1日生（満63歳）

再 任

独 立 役 員

社 外 取 締 役

所有する当社株式の数

1,300 株

取締役在任期間

1 年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

13 回 / 13 回（100%）
（当社取締役就任後）



略歴・地位・担当

1983年 4 月	立石電機株式会社（現 オムロン株式会社）入社
2011年 6 月	同社執行役員グローバルリソースマネジメント本部長
2013年 4 月	同社執行役員常務グローバルリソースマネジメント本部長兼グローバルSCM&IT革新本部長
2014年 4 月	同社執行役員専務グローバル戦略本部長
2014年 6 月	同社取締役執行役員専務グローバル戦略本部長
2017年 4 月	同社取締役執行役員専務CFOグローバル戦略本部長
2023年 4 月	同社取締役
2023年 6 月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

公益財団法人 京都大学iPS細胞研究財団理事

当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日戸興史氏は、制御機器事業、ヘルスケア事業等をグローバルに展開する電子機器製造販売企業において、CFO及びグローバル戦略本部長を務められる等、財務を経営戦略に取り込める経営者としての豊富な経験を有しておられ、それらをもって当社の経営に貢献していただいております。特に、複数の事業ポートフォリオを持つ同社で「ROIC経営」を主導された経験に基づく知見、見識は、当社の収益力・資本効率等の改善に資するものと考えております。今後も、それらを当社の企業価値の向上に活かしていただくこと及び取締役会の監督機能の強化に貢献いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

はら だ てつ ろう
原 田 哲 郎

1965年9月22日生（満58歳）

新任

独立役員

社外取締役

所有する当社株式の数

0株



略歴・地位・担当

1981年 4月	海上自衛隊入隊
1990年 4月	日本生命保険相互会社入社
1996年 5月	カルフォルニア大学パークレー校修士課程修了 (MBA)
2000年10月	株式会社ドリームインキュベータ入社
2003年 1月	同社プロジェクトマネジャー
2006年 6月	同社執行役員（コーポレート部門管掌）
2018年 6月	同社取締役（コーポレート部門、アイベツト 損保管掌）
2020年 6月	同社代表取締役CEO
2023年 6月	同社取締役 取締役会議長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ドリームインキュベータ取締役 取締役会議長

当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

原田哲郎氏は、「新事業・新産業の育成」を目的として設立された会社における、様々な業種の大企業に対する戦略コンサルティングや経営幹部育成、ベンチャー投資育成を通じたコンサルタントとしての豊富なご経験と、それに基づく様々な知見を有しておられます。また、コーポレート部門管掌の執行役員として経営の健全性及び透明性の向上に貢献されたことや、CEOとしてガバナンス体制や事業ポートフォリオの見直し等の構造改革を推進されたことといった、経営トップとして短期間で構造改革を実行されたご経験も含め、同氏の知見、見識は当社の経営戦略の策定・実行に資するものと考えております。それらを当社の企業価値の向上に活かしていただくこと及び取締役会の監督機能の強化に貢献いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、原田哲郎氏は新任の社外取締役候補者であります。

- (注) 1. 当社は、岩井恒彦氏、山内千鶴氏、佐藤久恵氏、日戸興史氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において、各氏の再任が承認された場合、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。また、本総会において、原田哲郎氏の選任が原案どおり承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社は、岩井恒彦氏、山内千鶴氏、佐藤久恵氏、日戸興史氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、本総会において、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間に当該責任限定契約を継続する予定であります。また、本総会において、原田哲郎氏の選任が原案どおり承認された場合、同氏と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、更新することを予定しております。当該保険契約は被保険者に対して、会社補償、株主代表訴訟、第三者訴訟による損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用による損害を填補することを目的としております。各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお免責額の定めを設けており、当該免責額の損害までは填補の対象としないこととしております。また、役員の違法な私利私欲、犯罪行為、法令違反を認識しながら行う行為等一定の免責事由があります。特約部分も含め会社負担としており被保険者による保険料の負担はありません。

第2号議案

監査役1名選任の件

監査役北川真一氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。
また、監査役候補者は、本招集ご通知に記載の「役員を選解任基準」に基づき決定しております。
監査役候補者は次のとおりであります。



きた がわ しん いち
北川 真一

1962年12月29日生（満61歳）

再 任

所有する当社株式の数

1,600 株

監査役在任期間

4年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

17回 / 17回（100%）

当事業年度開催の監査役会出席状況

18回 / 18回（100%）



略歴・地位

1985年 3月 当社入社
2008年 4月 株式会社スタジオファイブ取締役経理総務部長
2009年 4月 同社取締役事業管理部長
2013年 4月 当社IR・広報室長
2018年 4月 当社経理部長
2020年 6月 当社監査役（現任）
2021年 6月 株式会社ワコール監査役（現任）
株式会社ハウス オブ ローゼ社外取締役監査等委員（現任）

監査役候補者とした理由

北川真一氏は、当社常勤監査役として4年間、財務・会計、企業経営、人材開発・組織開発、DXに関する知見を活かし、当社取締役の業務執行の適法性や、会計監査人と連携しての会計の適法性・適正性の監査を行っております。今後もこれらの知見を当社の監査体制に活かすことができると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

株式会社ワコール監査役、株式会社ハウス オブ ローゼ社外取締役監査等委員

当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、更新することを予定しております。当該保険契約は被保険者に対して、会社補償、株主代表訴訟、第三者訴訟による損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用による損害を填補することを目的としております。北川真一氏が監査役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお免責額の定めを設けており、当該免責額の損害までは填補の対象としないこととしております。また、役員の違法な私利私欲、犯罪行為、法令違反を認識しながら行う行為等一定の免責事由があります。特約部分も含め会社負担としており被保険者による保険料の負担はありません。

取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年6月29日開催の当社第57期定時株主総会において、年額3億5,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、また、2021年6月29日開催の当社第73期定時株主総会において、上記の取締役の報酬額とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額7,000万円以内としてご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、対象取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することなどにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、当社取締役会が定める一定期間を業績評価期間として、当該業績評価期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式（以下、「業績連動型譲渡制限付株式」といいます。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、下記の内容にて、対象取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等を支給し、また、業績連動型譲渡制限付株式の払込みに充てるために支給する金銭報酬債権の総額を、年額7,000万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、業績連動型譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2. に定める各事業年度において割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.05%程度と希釈率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案を原案どおりご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針のうち非金銭報酬について変更することを予定しております。変更内容の概要は以下の通りです。

- ・非金銭報酬は譲渡制限付株式と業績連動型譲渡制限付株式とする。
- ・業績連動型譲渡制限付株式は、当社取締役会が定める一定期間を業績評価期間として、当該業績評価期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式を割り当てる。
- ・業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し使用する各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる業績評価指標は、当社取締役会において決定する。
- ・譲渡制限期間は、業績連動型譲渡制限付株式の交付日から当社で定める取締役、監査役、執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間とし、譲渡制限解除の条件を別途定める。

また、現在の当社の取締役（社外取締役を除く。）は2名であり、第1号議案のご承認が得られた場合、取締役（社外取締役を除く。）は3名となります。

記

対象取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 業績連動型譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、取締役会において定める一定期間を業績評価期間（以下、「対象期間」といいます。）として、対象取締役に対して、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を上記の年額7,000万円の範囲内で支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けます。

そのため、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給するか否か、支給する場合における当該金銭報酬債権の額及び交付する業績連動型譲渡制限付株式の数（以下、「交付株式数」といいます。）は確定していません。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること及び対象取締役（ただし、上記金銭報酬債権の支給までの間に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により当社及び当社取締役会が定める当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位からも退任した者を除きます。）が下記6.に定める内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

初回の対象期間は、2024年4月1日～2025年3月31日とし、以後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、2025年3月31日に終了する事業年度の翌事業年度以降において、取締役会において定める一定期間を新たな対象期間として業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことができるものといたします。

2. 業績連動型譲渡制限付株式の総数

各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数は各事業年度において28,000株以内といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該業績連動型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

3. 交付株式数の算定方法

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し使用する各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる業績評価指標は、当社取締役会において決定いたします。

具体的な算定においては、以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を算定いたします（ただし、1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものといたします。）。

各対象取締役に対して、以下の計算式に基づき算定される交付株式数の業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数を超える場合又は支給する金銭報酬債権の総額を超える場合には、当該総数及び総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数及び金銭報酬債権の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により調整するものといたします。

<各対象取締役に対する交付株式数の算出方法>

個人別基本報酬額（※1）×業績支給率（※2）÷1株当たりの業績連動型譲渡制限付株式の価格（※3）

※1 個人別基本報酬額＝基本報酬月額×役位別係数

各対象取締役の役位、職務等に応じ、当社取締役会において決定いたします。

※2 各対象期間の業績評価指標の数値目標等の達成率に応じ、0～100%の範囲で当社取締役会において決定いたします。また、複数の業績評価指標を用いる場合には、各業績評価指標の数値目標の達成率に基づき算出する交付株式数の合計数を各対象取締役に対する交付株式数とします。

※3 発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、業績連動型譲渡制限付株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

初回の対象期間における業績評価指標及び業績支給率は以下の内容とする予定です。

業績評価指標①		業績評価指標②	
連結ROE（7%）	業績支給率	連結事業利益（130億）	業績支給率
達成率100%以上	50%	達成率100%以上	50%
達成率100%未満	0%	達成率100%未満	0%

※事業利益 = 売上収益 - （売上原価 + 販売費及び一般管理費）

4. 交付要件等

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動型譲渡制限付株式を交付するものといたします。

なお、業績連動型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行又は自己株式の処分の方法により行われるものといたします。

①対象期間中に対象取締役が継続して当社又は当社取締役会が定める当社子会社の取締役、監査役及び執行役員の中のいずれかの地位にあったこと

②当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

③当社取締役会が定めるその他必要と認められる要件を充足すること

なお、上記①にかかわらず、対象期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合又は対象期間中に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により、当社又は当社取締役会が定める当社子会社の取締役、監査役及び執行役員の中のいずれの地位からも退任した場合には、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて、当社取締役会が在任期間等を踏まえて合理的に定める交付株式数の価額に相当する額の金銭を、金銭報酬債権の額とあわせて年額7,000万円の範囲内で、支給することができるものといたします。

また、業績連動型譲渡制限付株式の交付前に対象取締役が死亡した場合には、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて、当社取締役会が在任期間等を踏まえて合理的に定める交付株式数の価額に相当する額の金銭を、金銭報酬債権の額とあわせて年額7,000万円の範囲内で、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して支給することができるものといたします。

5. 組織再編等における取扱い

業績連動型譲渡制限付株式の交付前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて、当社取締役会が在任期間等を踏まえて合理的に定める交付株式数の価額に相当する額の金銭を、金銭報酬債権の額とあわせて年額7,000万円の範囲内で、対象取締役に対して支給することができるものといたします。

6. 業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する業績連動型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

①譲渡制限の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、業績連動型譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社取締役会が定める当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、当該対象取締役に割り当てられた業績連動型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

②業績連動型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社及び当社取締役会が定める当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の業績連動型譲渡制限付株式と同様の業績連動型譲渡制限付株式を、当社子会社の取締役に対し、割り当てる予定です。

以上

■ 取締役候補者及び監査役候補者の選任について

役員の選解任基準

株式会社ワコールホールディングス（以下「当社」といいます）は取締役及び監査役（以下「役員」と総称します）を選解任するにあたっては、以下に定める選解任基準に従います。

- <選任基準>
1. 人格、見識にすぐれ、心身ともに健康であること。
 2. 遵法精神に富んでいること。
 3. 事業運営、会社経営、法曹、行政、会計、教育、文化芸術のいずれかの分野で豊富な経験を有すること。
また再任時には、さらに任期中の経営実績やグループ経営への貢献度を考慮されること。
 4. 取締役のうち 1/3 以上は社外取締役とし、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」と総称します）については、当社が別途定める「社外役員の独立性基準」に抵触しないこと。
 5. 社外役員については、現に 4 社以上の上場会社の役員に任ぜられていないこと。
 6. 当該候補者が選任されることで、取締役会及び監査役会それぞれが、知識・経験・専門能力のバランスがとれ、ジェンダーや国際性、職歴、年齢などを踏まえた多様性が確保されること。
- <解任基準>
1. 公序良俗に反する行為を行った場合。
 2. 職務懈怠等により、その機能を十分に発揮していないと認められる場合。

社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」と総称します）は当社の一般株主と利益相反関係を生じないよう、十分な独立性を有していることが望ましいと考えます。かかる観点から当社は、以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を社外役員候補者として選定することとします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称します）に過去に一度でも業務執行者（*）として所属したことがある者
（*）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる使用人をいう。
2. 当社の株式を自己または他者の名義をもって議決権ベースで 5% 以上保有する大株主。当該大株主が法人、組合等の団体（以下「法人等」といいます）である場合は当該法人等に所属する業務執行者
3. 次のいずれかに該当する者
 - (1) 当社グループの主要な取引先（* 1）、または当社グループを主要な取引先とする者。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
 - (2) 当社グループの主要な借入先（* 2）。当該借入先が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
 - (3) 当社の主幹事証券会社に所属する業務執行者
 - (4) 当社グループが議決権ベースで 5% 以上の株式を保有する法人等に所属する業務執行者
（* 1）主要な取引先とは、当社グループまたは相手方から見た販売先、仕入先であって、その最近 3 年間における年間取引額の平均が、当社グループまたは相手方の連結売上高の 2% を超えるものをいう。
（* 2）主要な借入先とは、当社グループが借入れを行なっている金融機関または個人であって、最近 3 年間における事業年度末における借入金残高の平均が、当社または当該借入先の連結総資産の 2% を超えるものをいう。
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額（*）の金銭その他財産を得ている弁護士、会計士、税理士、弁理士、コンサルタント等の専門家。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属するこれら専門家
（*）多額とは、当該専門家が、個人として当社グループに役員提供する場合か、当該専門家が所属する団体がこれをする場合かを問わず、役務の対価が最近 3 年間の平均で年間 1 千万円を超えることをいう。
6. 当社グループから多額（*）の寄付を受けている者。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
（*）多額とは、寄付金額が最近 3 年間の平均で年間 1 千万円を超えることをいう。
7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社に所属する業務執行者
8. 上記 1 から 7 までのいずれかに該当する者（重要な者（*）に限る）の配偶者または 2 親等以内の親族
（*）重要な者とは、(i) 監査法人または会計事務所所属する公認会計士の場合、社員またはこれと同等の者、法律事務所所属する弁護士の場合、パートナーまたはこれと同等の者、その他法人等に所属する専門家の場合、これらと同等の者、また、(ii) 法人等の業務執行者である場合には、業務執行取締役、執行役、執行役員、部長格以上の上級管理職にある使用人、及び評議員、理事、監事等の役職者、ならびにこれらと同等の重要性を持つと客観的に合理的に判断される者をいう。
9. 最近 3 年間において、上記 2 から 8 までのいずれかに該当していた者
10. その他当社の一般株主と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められる者
なお、上記 2 から 9 までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、当社が社外役員としてふさわしいと判断する場合は、判断する理由を示したうえで例外的に社外役員候補者とする場合があります。

選任後の取締役及び監査役のスキルマトリックス（第1号議案、第2号議案が承認された場合）

ワコールグループは、インナーウェア事業を中心にグローバルに事業を展開しております。その中で、当社は持株会社として健全で透明性の高いガバナンス・内部統制を構築し、グループ全体を統治しております。

監査役会設置会社である当社の取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。取締役会がその役割を適切に果たすために、自社グループの事業内容や統治構造を踏まえ、取締役会として必要なスキルを備えた状況が重要だと考えます。

取締役候補者番号	氏名	性別	独立性 (社外のみ)	当社が期待する知見・経験(*)									
				企業経営 (知見・経験)	法務 コンプライアンス	金融 投資	財務 会計	サステナビリティ D&I	人材開発 組織開発	グローバル	DX	マーケティング	技術・生産 品質管理
1	矢島昌明	男性		●						●		●	●
2	宮城晃	男性		●	●		●			●			
3	川西啓介	男性		●					●	●		●	
4	岩井恒彦	男性	●	●	●			●				●	●
5	山内千鶴	女性	●	●				●					
6	佐藤久恵	女性	●			●	●	●					
7	日戸興史	男性	●	●		●	●			●			
8	原田哲郎	男性	●	●		●	●			●			

(*) 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

監査役候補者番号	氏名	性別	独立性 (社外のみ)	当社が期待する知見・経験(*)									
				企業経営 (知見・経験)	法務 コンプライアンス	金融 投資	財務 会計	サステナビリティ D&I	人材開発 組織開発	グローバル	DX	マーケティング	技術・生産 品質管理
○	北川真一	男性		●			●			●		●	
－	岡本克弘	男性		●						●			●
－	浜本光浩	男性	●		●				●				
－	鈴木人司	男性	●	●		●				●			
－	田中素子	女性	●	●			●	●					

(*) 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

(*) 上記一覧表には監査役候補者以外の現任の監査役も含まれております。

政策保有株式に関する方針

当社では、中長期的な企業価値向上の観点から、取引関係の維持・強化、事業展開における協力・取引関係の構築・維持・強化、安定的な金融取引の維持等を目的に政策保有株式を保有する場合があります。保有にあたっては、中長期的な観点から保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかなどを検証し、定期的に取締役会に報告しています。取締役会においては、検証結果をもとに当社の中長期的な企業価値向上に資するかどうかを見極め、保有の継続、処分判断を行っています。保有の意義の薄れた株式については、相手先企業の状況も勘案した上で、順次処分・縮減を進めています。なお、保有意義の見直しは、取締役会において個別の銘柄ごとに行っております。

中期経営計画（リバイズ）期間（2024年3月期～2026年3月期）において当社は、資産効率向上の観点から、政策保有株式を約300億円（2023年3月末時価）縮減させ、対連結純資産比10%未満とする方針とし、2024年3月期は10銘柄・約148億円（2023年3月末時価）の処分・縮減を進めました。

政策保有株式の保有状況（当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である(株)ワコールについて）

区分	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
銘柄数	86	75	65	60	50
貸借対照表計上額の合計額（百万円）	42,173	50,114	46,000	43,944	47,541
連結純資産に対する比率	20.1%	22.9%	20.3%	20.6%	22.1%

(注) 2020年3月期～2022年3月期は米国会計基準を、2023年3月期以降は指定国際会計基準（IFRS）を適用しています。

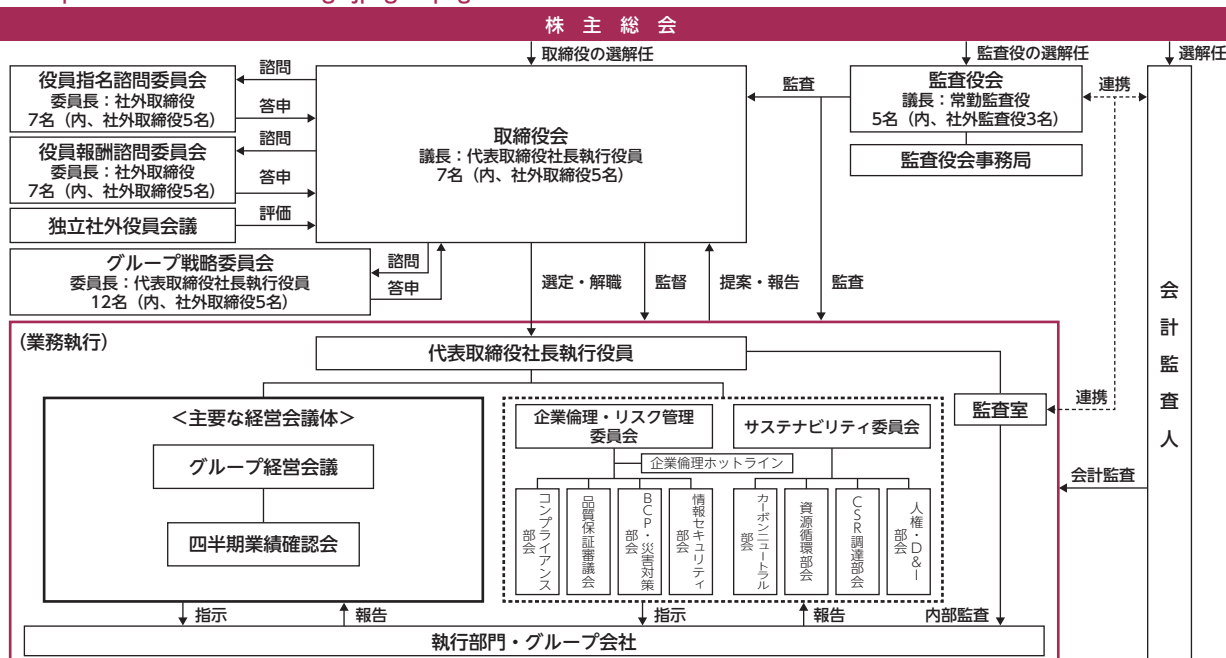
保有株式の議決権行使については、投資先企業の経営方針を十分に尊重した上で、当該企業及び当社の企業価値向上に資するものかどうかを総合的に精査し、議案への賛否を判断しています。

■ コーポレート・ガバナンス体制

当社グループでは、「株主」「顧客」「従業員」「取引先」「地域社会」など、すべてのステークホルダーと「相互信頼」の関係を築くため、企業経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

この基本的な考え方を含む、当社の「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」を当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.wacoalholdings.jp/group/governance/>



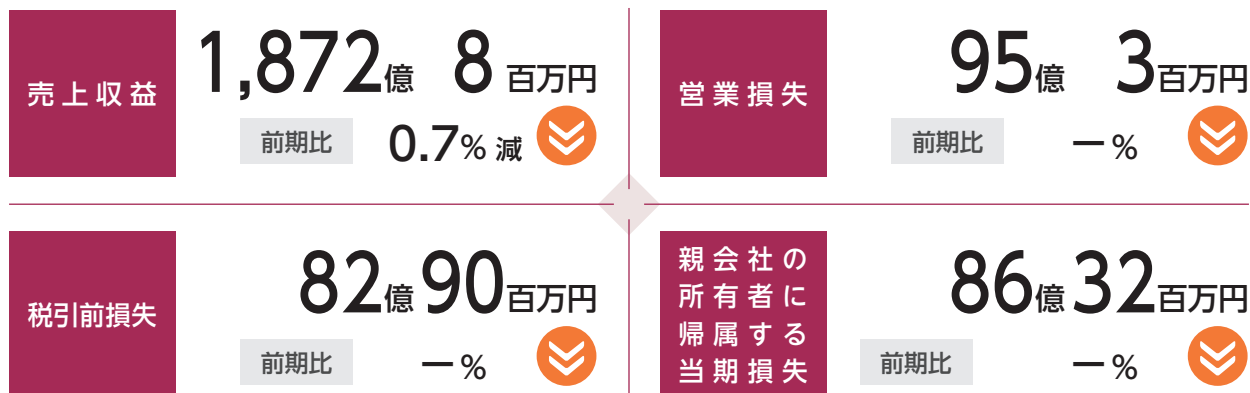
*グループ戦略委員会の12名には、グループ会社の取締役を含みます。

	概要	開催状況 (2024年3月期)
取締役会	<ul style="list-style-type: none"> 株主さまからの委託を受け、公正な判断によって最善の意思決定を行い、併せて、その業務執行に対する監督機能を発揮し、企業価値の最大化を目指します。 法令や定款に定める重要な事項の意思決定の他、グループの経営理念、経営方針、中長期的な経営戦略や社会的課題の検討を行います。当社のサステナビリティを巡る課題に対し、当社の基本的な方針を決定するとともに、持続的な成長に資するよう経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行を監督します。 	17回
役員指名諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"> 取締役の評価及び選解任、昇任候補者に関する事項、また、取締役の規程、内規の制定及び改定に関する事項について検討し、取締役会に答申することを目的としています。 委員会は委員全員の出席により成立し、全会一致をもって決議としています。 	6回
役員報酬諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"> 取締役の業績評価、報酬に関する事項、また、取締役の報酬制度に関する事項について検討し、取締役会に答申することを目的としています。 委員会は委員全員の出席により成立し、全会一致をもって決議としています。 	4回
独立社外役員会議	<ul style="list-style-type: none"> 独立役員（社外取締役及び社外監査役）を中心に取締役会に関する意見収集を行い、取締役会の実効性分析・評価を実施し、課題を抽出したうえで改善策をまとめ、取締役会に答申します。 	1回
グループ戦略委員会	<ul style="list-style-type: none"> 独立役員全員が出席し、特に重要な取締役会決議事項について、多面的に十分な討議を踏まえたうえで取締役会への答申を行います。 答申内容の進捗状況をモニタリングし、適時に適切な調整が実行されるよう監督します。 	12回
監査役会	<ul style="list-style-type: none"> 株主さまからの委託を受けた監査役が、監査に関する重要な事項について協議または決議し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立します。 	18回

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

(a) 事業の状況



当期（2023年4月1日～2024年3月31日）における当社グループの経営環境は、主要国において主力商品であるインナーウェアの販売が低迷したことから厳しい結果となりました。国内は、高価格帯のブランドは堅調に推移しましたが、円安、エネルギー価格や原材料価格の高騰等を背景とした物価上昇の長期化と、それに伴う選別消費の高まりもあり、中価格帯商品の販売が苦戦しました。物価上昇が収束基調にある米国については、個人消費は安定的な成長がみられたものの、一部の取引先における仕入抑制が継続したことから低調な推移となりました。また継続的な物価上昇に伴い個人消費が減速傾向にある英国・欧州についても販売に力強さを欠く展開となりました。中国は、ゼロコロナ政策解除後の経済活動の回復が期待されていたものの、雇用危機等による景況感の悪化を受けた個人消費の伸び悩みの影響により、売上の回復は想定を下回りました。

このような環境の下、当社グループでは、2023年11月に改訂した3カ年の中期経営計画に沿って、「キャッシュを着実に創出できる体質への転換」をテーマに「収益力の改善に向けたビジネスモデル改革」、「“VISION2030”達成に向けた成長戦略」、「ROICマネジメントの導入」、「アセットライト化の推進」の取り組みを進めております。

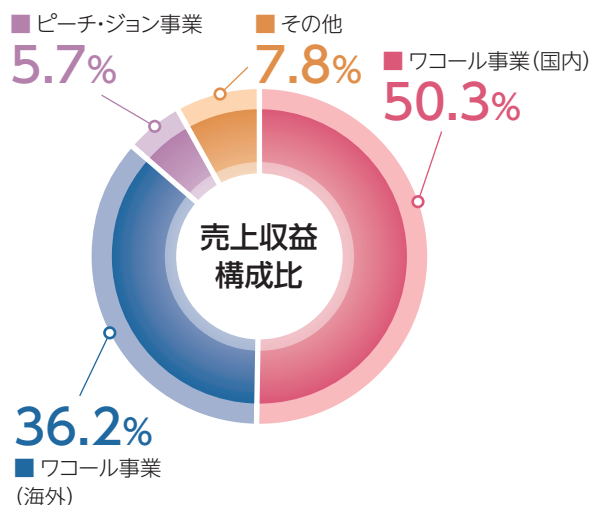
国内事業においては、ビジネスモデル改革の一環としてコスト構造改革を進めるほか、顧客ニーズや市場環境の変化への迅速な対応に向けてサプライチェーンマネジメント改革に着手し、店頭商品構成の見直しや需要連動型の生産方式へのシフトによる在庫水準の抑制と最適化、企画開発のリードタイム短縮に取り組んでおります。また、海外事業については、EC成長の実現に向けてデジタルを活用した顧客接点の拡大の取り組みに加えて、欧州における販売エリア・チャネルの拡大などを進めております。

以上の結果、当期の連結売上収益は、1,872.1億円（前期比0.7%減）となりました。国内・海外ともに主力製品であるインナーウェアの販売が低迷したものの、為替相場が円安に推移したことが海外収益を嵩上げし、前期から微減収に留まりました。事業利益は、減収影響に加え、原価率の上昇や、前期のワコールのフレックス定年制度の一部改定による一時的な利益の裏返しもあり、35.1億円（前期比14.4%減）となりました。

営業損益は、Intimates Online, Inc.（以下、IO社）の事業撤退及び会社清算に伴うワコールインターナショナル（米国）に係る減損損失などの計上（78.0億円）やワコールにおける構造改革費用の計上（55.2億円）により、95.0億円の営業損失（前期は34.9億円の営業損失）となりました。税引前損益は82.9億円の損失（前期は7.0億円の税引前損失）、親会社の所有者に帰属する当期損益は86.3億円の損失（前期は16.4億円の当期損失）となりました。

なお、当該期間の為替換算レートは、1米ドル=144.62円（前期135.47円）、1英ポンド=181.76円（同163.15円）、1中国元=20.14円（同19.75円）です。

報告セグメントの実績は次のとおりであります。



▶ 報告セグメント情報

	売上収益 (百万円)	前期比 (%)
ワコール事業(国内)	94,198	97.4
ワコール事業(海外)	67,757	101.5
ピーチ・ジョン事業	10,741	90.1
その他	14,512	110.0
計	187,208	99.3

(注) セグメント情報は、国際財務報告基準第8号「事業セグメント」を適用しております。

ワコール事業（国内）

売上収益

（単位：百万円）

96,746 **94,198**

2023年
3月期 2024年
3月期

営業損益

（単位：百万円）

2,862

△4,193

2023年
3月期 2024年
3月期

売上収益

941億98百万円 前期比 **2.6%減**

営業損失

41億93百万円 前期比 **-%**

主要な事業内容

インナーウェア（主にファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア）、アウターウェア、スポーツウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売

主要な製品

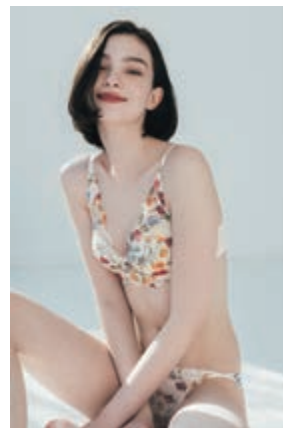
インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア）、アウターウェア、スポーツウェア、その他繊維関連商品他

当期はブランドやチャネルごとに動向が異なり、強弱が入り交じる結果となりました。

ブランド別の動向としては、高価格帯ブランドの「Yue（ユエ）」、「Salute（サルート）」が堅調に推移したことに加え、メンズインナーウェアも「レースボクサー」を中心に消費者からの評価を受けて伸長しました。一方、主に中価格帯商品を展開する主力ブランド「Wacoal（ワコール）」、「Wing（ウイング）」については、物価上昇を背景とする消費者の選別消費の高まりもあり、低調に推移しました。

チャネル別の動向としては、自社ECが積極的な販促活動が奏功し増収となったほか、他社ECについてもECモール運営事業者との継続的な連携強化により伸長しました。直営店においては、若年層をターゲットとする「AMPHI（アンフィ）」は来店客数の伸び悩みに加え、セール売上が想定を下回ったことにより苦戦しましたが、「WACOAL The Store（ワコール・ザ・ストア）」や「Wacoal FACTORY STORE（ワコールファクトリースタア）」の堅調な販売が寄与し、前期並みの売上となりました。一方、百貨店、量販店は話題性のある商材の不足などの要因から当社店舗への来店客数が伸び悩んだことに加え、取引先の仕入抑制などの影響もあり、苦戦を強いられる結果となりました。特に量販店における販売不振を受け、返品高が増加したことも減収要因となりました。

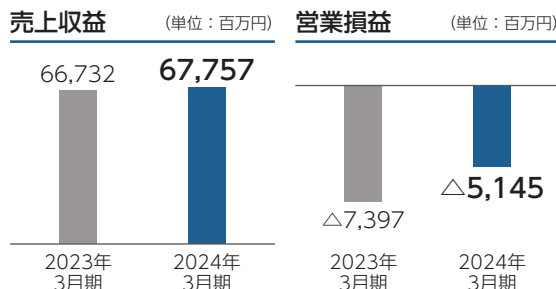
これらの結果、当該セグメントの売上収益は942.0億円（前期比2.6%減）となりました。営業利益は、前期のフレックス定年制度の特別運用を受けた人員の減少による人件費削減のほか、売上動向を踏まえて広告費の抑制に努めたものの、売上利益率の低下に加え、在庫圧縮や希望退職募集などワコールの収益改善を目的に実施する構造改革費用の計上（55.2億円）、前期に計上した固定資産売却益（30.2億円）の裏返しもあり、41.9億円の営業損失（前期は28.6億円の営業利益）となりました。



ワコールブランド

重力に負けないバストケア
Bra ノンワイヤー

ワコール事業（海外）



売上収益

677億57百万円 前期比 1.5% 増

営業損失

51億45百万円 前期比 -%

主要な事業内容

インナーウェア（主にファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア）、アウターウェア、スポーツウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売

主要な製品

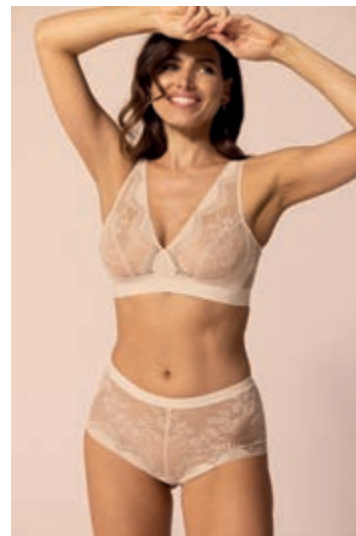
インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア）、アウターウェア、スポーツウェア、その他繊維関連商品他

ワコールインターナショナル（米国）は、事業撤退が決定しているIO社の大幅な減収を主因に前期の売上を下回りました。「Wacoal」ブランドを展開する米国ワコールは、個人消費の底堅い成長を背景に実店舗チャンネルが堅調に推移したほか、販促活動やデジタルマーケティングの強化により自社ECも好調に推移しました。一方、得意先の仕入抑制の継続もあり他社ECの売上が想定を下回ったことから、現地通貨ベースで減収となりました。IO社については、11月以降、割引プロモーションの実施により在庫の売り減らしに注力したものの、想定を下回りました。

ワコールヨーロッパの主要エリアである英国・欧州については、9月に発生したサイバーインシデントによる出荷停止や冷夏による水着の売上減少の影響があったものの、第4四半期会計期間において実店舗チャンネルでの売上に改善が見られたことから、両エリアともに前期並みの売上水準となりました。一方、米国やその他エリアでの販売が低調に推移したことから、ワコールヨーロッパ全体の売上は現地通貨ベースで減収となりました。

中国ワコールは、ゼロコロナ政策解除後の経済活動の回復が期待されていたものの、長引く景気低迷の影響もあり実店舗への来店客数が想定を下回ったことに加え、ECでの競争激化や春節、婦人節の苦戦等により他社ECも苦戦し、現地通貨ベースで減収となりました。

これらの結果、主要子会社の売上は現地通貨ベースでは減収となったものの、主要通貨が円安に推移したことから、邦貨換算ベースでの当該セグメントの売上収益は677.6億円（前期比1.5%増）となりました。営業損益は、IO社の事業撤退・清算に伴うワコールインターナショナル（米国）に係るのれんの減損損失などの計上（78.0億円）が影響し、51.5億円の営業損失（前期は74.0億円の営業損失）となりました。

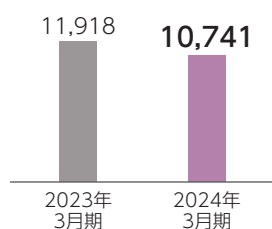


▶ ワコールヨーロッパ
ワコールブランド

ピーチ・ジョン事業

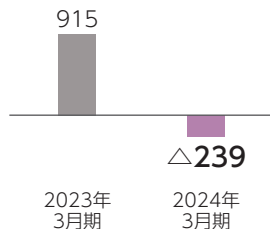
売上収益

(単位：百万円)



営業損益

(単位：百万円)



売上収益

107億41百万円 前期比 9.9% 減

営業損失

2億39百万円 前期比 -%

主要な事業内容

インナーウェア（主にファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア）、その他の繊維製品及び関連製品の製造、消費者への直接販売及び一部製品の卸売販売

主要な製品

インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア）、その他繊維関連商品他

当期の国内事業においては、他社ECは新たなECモール事業者との取引開始が寄与し好調に推移したものの、新規顧客の獲得に向けた有名タレントを起用した広告活動やコラボレーション企画が振るわず、直営店・自社ECともに苦戦が続きました。

これらの結果、当該セグメントの売上収益は107.4億円（前期比9.9%減）となりました。営業損益は、減収の影響やECシステムの更新に伴う経費増加に加えて、中国子会社の清算に伴う損失が影響し、2.4億円の営業損失（前期は9.2億円の営業利益）となりました。

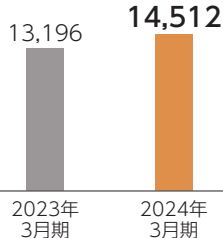


▶ ピーチ・ジョン
ナイスバディブラ
チュールオーバー

その他

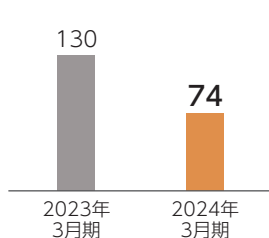
売上収益

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



売上収益

145億 12百万円 前期比 10.0% 増

営業利益

74百万円 前期比 43.1% 減

主要な事業内容

インナーウェア（主にファンデーション・ランジェリー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造・卸売販売、マネキン人形の製造・販売、店舗設計・施工他

主要な製品

インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他繊維関連商品、マネキン人形、店舗設計・施工他

当期については、Aiは、旅行関連需要の回復を受けて店舗、自社ECともに好調に推移したことから、前期を上回りました。七彩についても都市部の商業施設への来客数の増加を背景に、物販事業と内装工事事業が堅調に推移したことから増収となりました。一方、ルシアンは大手衣料品チェーン向けのプライベートブランド商品の販売が低調に推移した結果、減収となりました。

これらの結果、当該セグメントの売上収益は145.1億円（前期比10.0%増）と増収したものの、七彩及びルシアンの収益性が悪化した結果、営業利益は0.7億円（前期比43.1%減）に留まりました。



Ai

San-ai Resort (サンアイリゾート)
楽盛り水着

(b) 資金調達の様況

当連結会計年度中の資金調達として記載すべき重要な事項はありません。

(c) 設備投資の様況

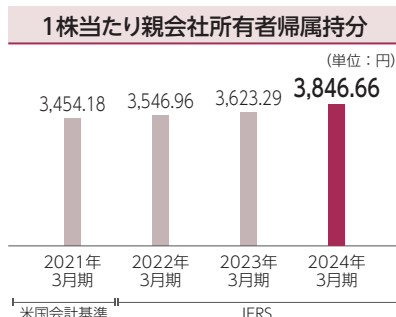
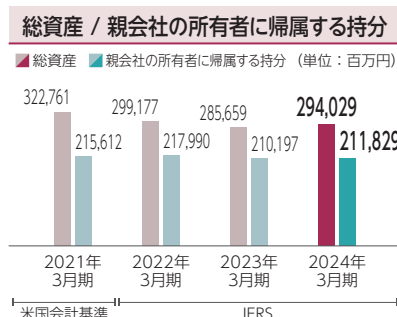
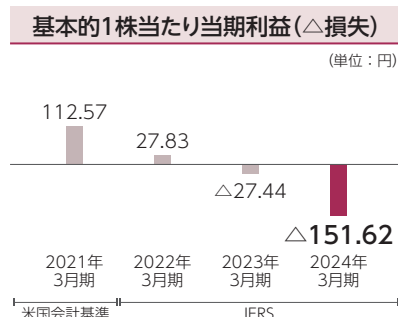
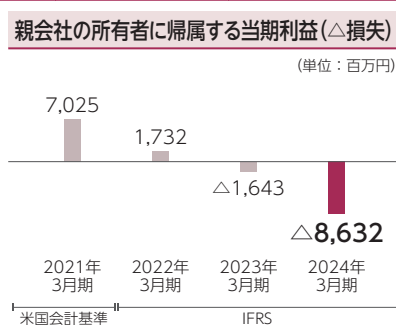
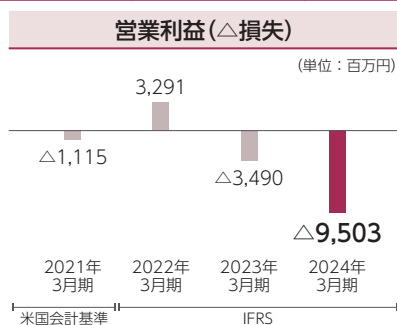
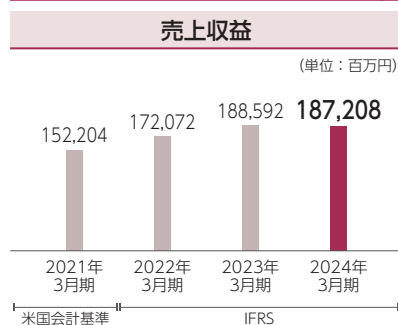
当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は、33億81百万円であります。これらは、主に、子会社における情報システム投資及び所有不動産の維持補修工事に関するものであります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	米国会計基準		指定国際会計基準 (IFRS)		
	2021年3月期 第73期	2022年3月期 第74期	2023年3月期 第75期	2024年3月期 第76期	
売上収益	152,204	172,860	172,072	188,592	187,208
営業利益 (△損失)	△1,115	5,013	3,291	△3,490	△9,503
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (△損失)	7,025	4,608	1,732	△1,643	△8,632
基本的1株当たり 当期利益 (△損失)	112円57銭	74円04銭	27円83銭	△27円44銭	△151円62銭
総資産	322,761	303,245	299,177	285,659	294,029
親会社の所有者に帰属する持分	215,612	223,005	217,990	210,197	211,829
1株当たり親会社所有者帰属持分	3,454円18銭	3,628円56銭	3,546円96銭	3,623円29銭	3,846円66銭



- (注) 1. 第75期より指定国際会計基準 (IFRS) に基づき連結計算書類を作成しております。
 2. 財産及び損益の状況の推移については、指定国際会計基準 (IFRS) による用語に基づいて表示しております。
 3. 基本的1株当たり当期利益 (△損失) は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。
 4. 1株当たり親会社所有者帰属持分は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。
 5. IAS第12号「法人所得税」(2021年5月改訂) を第76期の期首から適用しております。これに伴い、第75期について、遡及適用後の数値を記載しております。

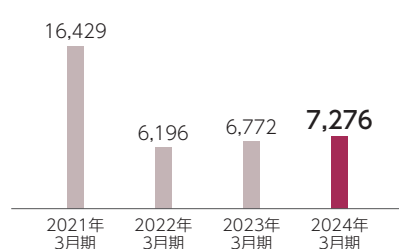
②当社の営業成績及び財産の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2021年3月期 第73期	2022年3月期 第74期	2023年3月期 第75期	2024年3月期 第76期(当期)
営 業 収 益	16,429	6,196	6,772	7,276
経 常 利 益	12,048	1,682	2,473	3,002
当 期 純 利 益	11,544	2,749	4,458	2,817
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	184円98銭	44円18銭	74円46銭	49円50銭
総 資 産	191,737	165,180	154,705	154,073
純 資 産	140,106	138,332	130,602	118,310
1 株 当 たり 純 資 産 額	2,235円07銭	2,241円50銭	2,242円19銭	2,139円06銭

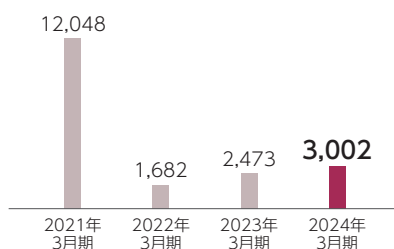
営業収益

(単位：百万円)



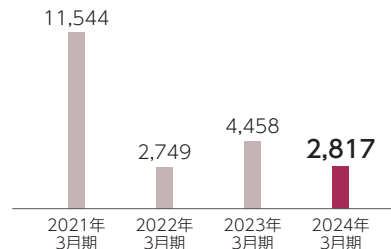
経常利益

(単位：百万円)



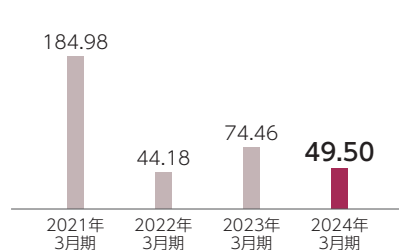
当期純利益

(単位：百万円)



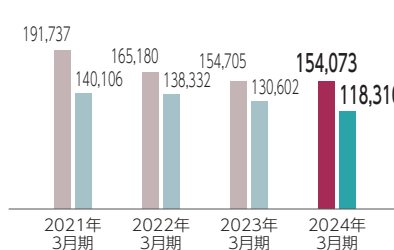
1株当たり当期純利益

(単位：円)



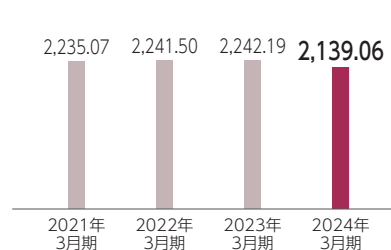
総資産 / 純資産

(単位：百万円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



(注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりであります。

①国内：多様化する顧客ニーズや短期化するトレンドに対応できるビジネスモデルへの転換

多様化する顧客ニーズや短期化するトレンドに対応できるビジネスモデルへ変革し、漸減傾向が続くトップラインの回復・拡大と収益力の回復を図ります。これまでの画一的な商品構成や新商品の納品スタイルを見直し、売れ筋を確実に店頭へ届ける仕組みへの変革を進め、売上機会ロスの低減に努めます。また従来の一括生産の方式から、店頭の需要状況に合わせた生産方式に変更することで、売れ筋商品の充足率の改善につなげてまいります。商品の企画・開発においては、既存パターンの活用や企画開発会議等の業務プロセスの見直しにより、開発から納品までのリードタイムを短縮し、顧客ニーズを捉えた商品の投入スピードを速めることで販売活動の改善につなげてまいります。

②国内：デジタルの力と自社の強みを活用した“ブランド戦略”と“顧客戦略”の実行

お客さまの“自分らしさ”に貢献できる商品やサービスを継続的に提供できる企業へ進化すべく、徹底した「顧客起点」でのブランドマネジメントを実行し、提供価値の明確な魅力溢れるブランドを育成します。またお客さまとの深く広く長い関係性を構築し、最適な顧客体験を提供するために、顧客起点のDXを推進します。顧客起点のDXについては、購買データに加え、「顧客の声」や「販売員の接客知見」についてもデジタルを活用して分析し、それを顧客体験の提供に活かしてまいります。さらに販売員によるコンサルティングサービスに加え、3D計測サービスやアプリを活用し、リアルとオンラインで一貫した満足度の高い顧客体験の提供を行うほか、販売員がオンライン上で商品レビューを行うなど、お客さまの体験向上に向けた取り組みを様々な角度から進めてまいります。

③海外：次期中期経営計画に向けた成長戦略の実行

欧米については、引き続き、EC成長の実現に向けてデジタルを活用した顧客接点の拡大への取り組みを推進するとともに、販売エリア・チャネルの拡大などを進めてまいります。また、中国については感染症に対する行動規制は緩和されたものの、感染症の経験を通して変化した消費者ニーズや消費行動への対応が不十分であり、収益の回復が遅れています。事業の集中と選択に取り組むことで成長軌道への回帰を実現すると同時に、コスト構造改革を実施し、事業効率を高めてまいります。

④ガバナンス：経営管理基盤の強化を通じた収益力と資本効率の改善

資本効率性の改善を図り、筋肉質な企業体質を実現するために、当社グループではROICマネジメントの導入を決定しております。ROICは、全社としての財務目標管理として活用するだけでなく、成果を的確に測定するパフォーマンスマネジメントの手段としても活用し、現場の改善活動と投資家をはじめとするステークホルダーが期待する収益力・資本効率の改善を定量的に結び付けていきます。

⑤その他の課題

気候変動などの環境問題や人権問題への深刻さは増大しており、適切な対応と予防が必要であると考えております。当社グループは引き続き、複雑化・多様化する社会課題への取り組みを将来の「成長機会」として捉え、事業を通じて「社会課題の解決」と「持続的成長」を両立する「サステナビリティ経営」を推進いたします。マテリアリティ（重要課題）の項目として定めた「顧客への提供価値の最大化」、「従業員ひとりひとりの成長と働きがいの高い組織の構築」、「次世代に向けた地球環境の保全」、「すべての人が自分らしく活躍できる社会の実現」、「持続的成長の実現に向けたガバナンスの強化」への取り組みを通じて、「社会課題の解決」と「持続的成長」の両立を果たすことで、企業価値の向上に努めてまいります。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要事業内容	摘要
(株) ワ コ ー ル	京都市南区	百万円 5,000	% 100.0	衣料品の製造販売	
(株) ピ ー チ ・ ジ ョ ン	東京都港区	90	100.0	衣料品の販売	
(株) 七 彩	京都市南区	90	99.9	マネキン人形及びディスプレイ器具の製造販売 店舗設計・施工	
WACOAL INTERNATIONAL CORP.	米国ニューヨーク市	千USドル 20,000	100.0	米国子会社への投資	※1
WACOAL AMERICA, INC.	米国ニューヨーク市	2,062	100.0	衣料品の製造販売	※2
WACOAL EUROPE LTD.	英国ノーサンプトンシャー州	千ポンド 175	100.0	子会社への投資	
WACOAL EMEA LTD.	英国ノーサンプトンシャー州	250	100.0	衣料品の製造販売	※3
華歌爾（中国）時裝有限公司	中国北京市	千元 189,364	100.0	衣料品の製造販売	※4

(注) ※1 WACOAL INTERNATIONAL CORP.は、当社の子会社(株)ワコールが100%出資している会社であります。

※2 WACOAL AMERICA, INC.は、WACOAL INTERNATIONAL CORP.が100%出資している会社であります。

※3 WACOAL EMEA LTD.は、当社の子会社WACOAL EUROPE LTD.が100%出資している会社であります。

※4 華歌爾（中国）時裝有限公司は、WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO.,LTD.が100%出資している会社であります。

(5) 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ワコール	京都市南区吉祥院中島町29番地	72,336百万円	154,073百万円

(6) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	2,500
株式会社京都銀行	1,500
株式会社滋賀銀行	1,000

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	250,000,000株	
(2) 発行済株式の総数	61,000,000株	（自己株式5,931,669株を含む）

（注）会社法第178条の規定に基づき、2023年5月26日付で自己株式3,500,000株を消却いたしました。これにより、自己株式を含めた発行済株式の総数は前期末（2023年3月31日）より3,500,000株減少しております。

(3) 株主数	16,814名
---------	---------

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,386	9.78
明治安田生命保険相互会社	3,050	5.54
株式会社三菱UFJ銀行	2,704	4.91
株式会社京都銀行	2,352	4.27
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,333	4.24
日本生命保険相互会社	1,569	2.85
株式会社滋賀銀行	1,569	2.85
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,525	2.77
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	1,514	2.75
JPモルガン証券株式会社	1,220	2.22

- （注）1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を5,931,669株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	11,500株	2名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、36頁「3. (2) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	矢 島 昌 明	グローバル本部長 サステナビリティ委員会委員長 グループ戦略委員会委員長
代表取締役副社長執行役員	宮 城 晃	グループ管理統括担当 企業倫理・リスク管理委員会委員長
取 締 役	齋 藤 茂	株式会社トーセ代表取締役会長兼CEO
取 締 役	岩 井 恒 彦	役員指名諮問委員会委員長 役員報酬諮問委員会委員長 クロスプラス株式会社社外取締役
取 締 役	山 内 千 鶴	日本生命保険相互会社顧問
取 締 役	佐 藤 久 恵	学校法人国際基督教大学評議員 地方公務員共済資金運用委員会委員 地方公務員共済組合連合会資金運用委員会委員 国立研究開発法人科学技術振興機構運用・監視委員会委員 厚生労働省社会保障審議会臨時委員（年金数理部会所属） 厚生労働省社会保障審議会臨時委員（資金運用部会所属） 内閣官房新しい資本主義実現会議議資産運用立国分科会構成員
取 締 役	日 戸 興 史	公益財団法人 京都大学iPS細胞研究財団理事
常 勤 監 査 役	北 川 真 一	株式会社ワコール監査役 株式会社ハウス オブ ローゼ社外取締役監査等委員
常 勤 監 査 役	岡 本 克 弘	株式会社ワコール監査役
監 査 役	浜 本 光 浩	浜本総合法律事務所代表弁護士 株式会社TVE社外取締役 大阪兵庫生コンフリート工業組合員外監事 レンゴー株式会社社外監査役
監 査 役	鈴 木 人 司	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社顧問
監 査 役	田 中 素 子	田中公認会計士事務所所長 TOWA株式会社社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役齋藤 茂氏、岩井恒彦氏、山内千鶴氏、佐藤久恵氏、日戸興史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役浜本光浩氏、鈴木人司氏、田中素子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別な関係はありません。
4. 常勤監査役北川真一氏は、当社及び子会社経理部門での経理業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 監査役田中素子氏は、公認会計士及び米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 島田 稔氏は、2023年6月28日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。
7. 社外取締役齋藤 茂氏、岩井恒彦氏、山内千鶴氏、佐藤久恵氏、日戸興史氏及び社外監査役浜本光浩氏、鈴木人司氏、田中素子氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る役員報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	168 (43)	134 (43)	－ (－)	33 (－)	9 (6)
監査役 (うち社外監査役)	62 (21)	62 (21)	－ (－)	－ (－)	7 (5)
合計 (うち社外役員)	230 (64)	197 (64)	－ (－)	33 (－)	16 (11)

(注) 1. 上表には、2023年6月28日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役2名（うち社外監査役2名）を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

②業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬（業績賞与）の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結営業利益であり、当該指標を選定した理由は、当社が本業による儲けである連結営業利益を最重要視しているためです。業績賞与の額の算定方法は、連結営業利益額の基準値の達成率を基本とした上で、その他の業績等を加味し決定しています。連結営業利益の基準値は過去の実績等から135億円としており、当期は、前期及び当期業績を踏まえ総合的に判断した結果、当事業年度に係る業績賞与はありません。

③非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式であり、決定方針等は「⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社取締役会が定める当社子会社の取締役、監査役又は執行役員いずれの地位からも退任する日までの間、譲渡の制限を受けます。

④取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

基本報酬の額については、2005年6月29日開催の第57期定時株主総会の決議により、取締役の報酬額（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）は年額3億50百万円以内、監査役の報酬額は年額75百万円以内と定めております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は7名、監査役の員数は5名でした。

業績賞与の額に関しては、各年度の定時株主総会において各事業年度の業績に応じた支給額を決議いただいております。譲渡制限付株式については、2021年6月29日開催の第73期定時株主総会の決議により、報酬額は基本報酬とは別枠で年額70百万円以内とすること、各事業年度において割り当てる株式の数の上限は28,000株とすること、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社が定める当社子会社の取締役、監査

役又は執行役員 of いずれの地位からも退任する日までの間は割り当てられた譲渡制限付株式はその譲渡の制限を受けること、譲渡制限付株式はその割当を受けた取締役が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社取締役会が定める当社子会社の取締役、監査役又は執行役員 of いずれかの地位にあったことを条件として、割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限が解除されることなどを定めております。当該定時株主総会終結時において支給対象となる取締役（社外取締役を除く）は4名でした。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下、本決定方針という）を定めております。当社の取締役の報酬制度は、固定報酬である「基本報酬」と各事業年度の業績に連動する「業績賞与」及び中長期インセンティブである「譲渡制限付株式」の構成としており、業務執行から独立した立場である独立社外取締役は、固定報酬である「基本報酬」のみとしております。各報酬の決定方針の概要は、以下の表のとおりです。

	個人別の報酬等の額又は算定方法の決定方針	報酬を与える時期、個人別の報酬等の内容の決定方法等
基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> 各役員に応じて決定する。 過年度における経営への貢献を反映する。 同業種或いは同規模の他企業との報酬水準レンジとの検証を行い、当社の業績や規模に見合った水準とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 月額固定報酬とする。 役員報酬諮問委員会の審議結果を踏まえ、取締役会が具体的内容を決定する。
業績賞与 (業績連動報酬)	<ul style="list-style-type: none"> 連結業績との連動度合を高めるため、単年度の連結営業利益の基準値に対する達成率を基本とした上でその他の業績等を加味し決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 年1回当該年度の株主総会で業績賞与総額が承認された後支給する。 役員報酬諮問委員会の審議結果を踏まえ、取締役会にて確定し総額を株主総会で決議する。
譲渡制限付株式 (非金銭報酬)	<ul style="list-style-type: none"> 役員報酬諮問委員会の答申に基づいて決定された基本報酬月額及びその発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における当社普通株式の終値を基に決定する。 割当を受けた株式は、交付日から当社で定める取締役、監査役、執行役員 of いずれの地位からも退任するまでの間は譲渡を制限する。 制限の解除は譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する株主総会の開催日まで継続して取締役、監査役、執行役員 of いずれかの地位にあったことを条件に、割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点とする。 ただし、譲渡制限付株式割当契約書の規程に違反した場合など譲渡制限が解除されていない株式の全部について無償で取得する場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 年1回定時株主総会での取締役選任後割り当てる。 取締役会にて割当数を決定する。

基本報酬、業績賞与、譲渡制限付株式の比率は業績賞与の算定結果が基準値どおりの場合、役員に応じて基本報酬60%～68%、業績賞与18%、譲渡制限付株式14%～22%とする。

役員報酬諮問委員会は独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員全員の出席により成立し、全会一致をもって決議することで、透明性と公平性の高い運営を行っています。

本決定方針は取締役会が役員報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重し2021年5月14日の取締役会において決議しました。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、役員報酬諮問委員会が原案について本決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し本決定方針に沿うものと判断しております。

監査役の報酬等の内容についての決定方針につきましては監査役会にて決定しております。業務執行から独立した立場である監査役は月額固定報酬である「基本報酬」のみとし、同業種または同規模の他企業と比較して、当社の業績や規模に見合った額とすることとしています。また、監査役の個人別の基本報酬の額の決定は監査役相互の協議により決定します。

⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、取締役会が行っており、委任しておりません。

(3) 社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	齋藤 茂	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案審議について必要な発言を行っております。また、経営全般の知見、見識、IT分野に関する専門知識から当社の事業戦略、顧客拡大、DX戦略等を含め幅広く積極的な提言をいただいております。更に、取締役会での発言に加え、役員指名諮問委員会、役員報酬諮問委員会の委員を担うことによっても、経営者を監督する機能を果たしております。
取締役	岩井 恒彦	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、技術分野及び経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案審議について必要な発言を行っております。また、経営全般の知見、見識及び研究、生産、技術、コンプライアンスに関する専門知識から当社の事業戦略、ブランド戦略、生産戦略、リスク管理等を含め幅広く積極的な提言をいただいております。更に、取締役会での発言に加え、役員指名諮問委員会、役員報酬諮問委員会の委員長を担うことによっても、経営者を監督する機能を果たしております。
取締役	山内 千鶴	2023年6月28日就任後開催された取締役会13回の全てに出席し、女性活躍、人材育成及び経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案審議について必要な発言を行っております。また、経営全般の知見、見識及びダイバーシティ&インクルージョンに関する専門知識から当社の事業戦略、人材戦略等を含め幅広く積極的な提言をいただいております。更に、取締役会での発言に加え、役員指名諮問委員会、役員報酬諮問委員会の委員を担うことによっても、経営者を監督する機能を果たしております。
取締役	佐藤 久恵	2023年6月28日就任後開催された取締役会13回の全てに出席し、資産運用に関する深い知識と経験に基づいて、議案審議について必要な発言を行っております。また、投資・金融市場に関する専門知識から当社の事業戦略等を含め幅広く積極的な提言をいただいております。更に、取締役会での発言に加え、役員指名諮問委員会、役員報酬諮問委員会の委員を担うことによっても、経営者を監督する機能を果たしております。

区分	氏名	主な活動状況
取締役	日戸興史	2023年6月28日就任後開催された取締役会13回の全てに出席し、財務分野及び経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案審議について必要な発言を行っております。また、経営全般の知見、見識及び「ROIC経営」に関する専門知識から当社の事業戦略等を含め幅広く積極的な提言をいただいております。更に、取締役会での発言に加え、役員指名諮問委員会、役員報酬諮問委員会の委員を担うことによっても、経営者を監督する機能を果たしております。
監査役	浜本光浩	当事業年度開催の取締役会17回の全てに、また監査役会18回の全てに出席し、弁護士としての経験や企業法務に関する専門的見地から、議案審議について必要な発言を行っております。
監査役	鈴木人司	2023年6月28日就任後開催された取締役会13回の全てに、また監査役会13回の全てに出席し、金融経済や経営全般に関する豊富な知識と経験に基づいて、議案審議について必要な発言を行っております。また、役員指名諮問委員会、役員報酬諮問委員会にオブザーバーとして参加しております。
監査役	田中素子	2023年6月28日就任後開催された取締役会13回の全てに、また監査役会13回の全てに出席し、公認会計士としての経験や財務・会計に関する専門的見地から、議案審議について必要な発言を行っております。

4. 会社の体制及び方針

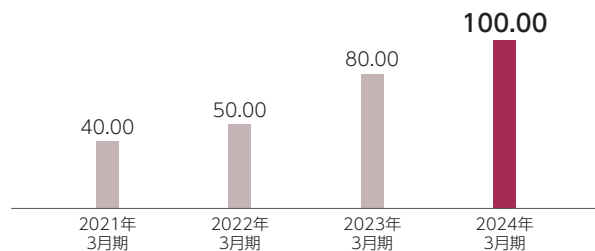
剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆さまへの利益配分に関しましては、収益力向上のための積極的な投資によって企業価値を高め、1株当たり当期利益の増加を図るとともに、連結業績を考慮しつつ安定的な配当を実施させていただくことを基本方針としています。内部留保金につきましては、企業価値向上の観点から、海外事業拡大のための積極的な投資に加えて、IT・デジタル投資や人的資本への投資など、競争力の維持や成長力強化のための戦略的投資に活用し、将来の収益向上を通して、株主の皆さまへの還元を図らせていただきたいと思います。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の基本方針等を勘案し、当社定款の規定に基づき、2024年5月15日開催の取締役会にて1株当たり50円、効力発生日を2024年6月6日とする決議をいたしました。これにより、中間で実施した配当金も含めて当事業年度の年間配当金は1株当たり100円となります。

1株当たり配当金

(単位：円)



連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	当期 (2024年3月31日現在)	ご参考：前期 (2023年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	112,137	105,620
現金及び現金同等物	33,547	26,781
営業債権及びその他の債権	22,141	20,215
その他の金融資産	1,996	1,804
棚卸資産	49,989	53,720
その他の流動資産	4,464	3,100
非流動資産	181,892	180,039
有形固定資産	45,478	46,702
使用権資産	11,471	12,260
のれん	11,805	16,256
無形資産	11,890	13,043
投資不動産	2,839	2,957
持分法で会計処理されている投資	20,347	20,499
その他の金融資産	54,451	50,195
退職給付に係る資産	18,795	13,978
繰延税金資産	3,995	3,316
その他の非流動資産	821	833
資産合計	294,029	285,659

科目	当期 (2024年3月31日現在)	ご参考：前期 (2023年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	49,139	43,842
借入金	7,200	5,000
リース負債	4,898	4,661
営業債務及びその他の債務	17,406	17,535
その他の金融負債	995	1,172
未払法人所得税	4,074	1,683
その他の流動負債	14,566	13,791
非流動負債	29,748	28,335
借入金	1,946	3,084
リース負債	6,598	7,670
退職給付に係る負債	2,947	2,470
繰延税金負債	16,934	13,886
その他の非流動負債	1,323	1,225
負債合計	78,887	72,177
資本の部		
資本金	13,260	13,260
資本剰余金	20,550	29,029
利益剰余金	148,494	151,779
その他の資本の構成要素	46,784	32,023
自己株式	△17,259	△15,894
親会社の所有者に帰属する持分合計	211,829	210,197
非支配持分	3,313	3,285
資本合計	215,142	213,482
負債及び資本合計	294,029	285,659

(注) 1.記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

2. 「ご参考：前期」は、監査対象外です。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	(ご参考) 前 期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)
売上収益	187,208	188,592
売上原価	△83,123	△82,189
販売費及び一般管理費	△100,575	△102,301
その他の収益	1,990	5,254
その他の費用	△15,003	△12,846
営業損失 (△)	△9,503	△3,490
金融収益	2,529	1,517
金融費用	△328	△795
持分法による投資損益	839	2,223
持分法による投資の減損損失	△1,827	△154
税引前損失 (△)	△8,290	△699
法人所得税費用	△453	△902
当期損失 (△)	△8,743	△1,601
当期損失 (△) の帰属		
親会社の所有者	△8,632	△1,643
非支配持分	△111	42

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

2. 「(ご参考) 前期」は、監査対象外です。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2024年3月31日現在)	ご参考：前期 (2023年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	15,156	14,913
現金及び預金	12,443	11,111
関係会社短期貸付金	6,771	8,279
その他	797	83
貸倒引当金	△4,855	△4,559
固定資産	138,917	139,792
有形固定資産	36,038	36,988
建物	17,994	19,069
構築物	257	293
機械装置	13	15
工具、器具及び備品	1,197	1,197
土地	16,412	16,412
建設仮勘定	162	—
無形固定資産	588	587
借地権	585	585
その他	2	1
投資その他の資産	102,289	102,216
投資有価証券	76	1
関係会社株式	101,846	101,846
その他	367	368
資産合計	154,073	154,705

科 目	当期 (2024年3月31日現在)	ご参考：前期 (2023年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	34,562	22,829
支払手形	56	5
短期借入金	5,000	5,000
関係会社短期借入金	28,940	16,400
未払金	457	564
未払費用	12	15
未払法人税等	18	747
賞与引当金	62	82
その他	12	13
固定負債	1,201	1,273
繰延税金負債	1,099	1,171
その他	101	102
負債合計	35,763	24,103
純資産の部		
株主資本	117,794	130,075
資本金	13,260	13,260
資本剰余金	20,728	29,294
資本準備金	—	29,294
その他資本剰余金	20,728	0
利益剰余金	101,064	103,415
利益準備金	3,315	3,315
その他利益剰余金	97,749	100,100
固定資産圧縮積立金	4,536	4,735
別途積立金	80,000	90,000
繰越利益剰余金	13,212	5,365
自己株式	△17,258	△15,894
新株予約権	515	526
純資産合計	118,310	130,602
負債・純資産合計	154,073	154,705

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「ご参考：前期」は、監査対象外です。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期	(ご参考) 前期
	(2023年4月1日から2024年3月31日まで)	(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
営業収益	7,276	6,772
賃貸収入	4,252	4,357
配当金収入	2,628	2,012
その他	395	402
営業費用	1,991	1,963
賃貸原価	1,991	1,963
営業総利益	5,285	4,809
販売費及び一般管理費	2,060	2,305
営業利益	3,224	2,503
営業外収益	100	90
受取利息	33	27
その他	67	63
営業外費用	321	121
支払利息	16	22
関係会社貸倒引当金繰入額	295	88
その他	10	10
経常利益	3,002	2,473
特別利益	5	3,112
固定資産売却益	5	3,112
特別損失	64	18
固定資産除売却損	64	18
税引前当期純利益	2,943	5,567
法人税等	125	1,109
法人税、住民税及び事業税	197	1,183
法人税等調整額	△71	△74
当期純利益	2,817	4,458

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「(ご参考) 前期」は、監査対象外です。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社ワコールホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佃 弘 一 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻 知 美

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワコールホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社ワコールホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佃 弘 一 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻 知 美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワコールホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

株式会社ワコールホールディングス 監査役会

常勤監査役 北川 真 一 ㊟

常勤監査役 岡本 克 弘 ㊟

監査役 浜本 光 浩 ㊟

監査役 鈴木 人 司 ㊟

監査役 田中 素 子 ㊟

(注) 監査役浜本光浩、鈴木人司及び田中素子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会会場ご案内図



当社本社ビル 10階ホール
京都市南区吉祥院中島町29番地

場所



JR西大路駅下車
南口より徒歩3分

交通

※北口にはエレベーターの設置が
ございますが、北口をご利用の
場合、駅からの所要時間は徒歩
15分程度です。



駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

株主総会ご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。